

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

・一級河川である岩木川水系の岩木川や平川などを有し、千年以上に一度の降雨による洪水の浸水想定区域が市内の大半を占めている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や設備、商品の水没による復旧の長期化、復旧費用の高額化が想定されるほか、原材料加工業者の被災によるサプライチェーンの断絶、資金繰りの悪化が懸念される。

(土砂災害：ハザードマップ)

・土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域をあわせて 205 箇所が指定されており、約 7 割が急傾斜となっている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、店舗・工場の損壊、およびそれらに伴う営業休止や顧客喪失のリスクが存在する。

(地震：J-SHIS、青森県地震・津波被害想定調査(太平洋側海溝型地震))

・地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 47%以上の確率で発生すると予測され、市内最大震度は 6 弱、全壊建物数は約 2,000 棟とされている。商工業者へのリスクとしては、建物倒壊や設備破損による直接被害に加え、中心市街地での火災延焼、商店街のにぎわい喪失による販路縮小や商圏の喪失、復旧の長期化による廃業リスクが想定される。

(その他特に想定されるリスク)

・活火山である岩木山を有し、冬季にマグマ噴火が発生した場合には融雪型火山泥流が岩木川を流下する可能性がある。商工業者へのリスクとしては、泥流による事業所の流出・埋没、および岩木川周辺の広範囲な浸水被害による事業継続困難が想定される。

・当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は約 425cm と非常に多く、特別豪雪地帯となっている地域もある。よって、降雪による幹線道路の通行止めによる物流の停滞、建物の損壊、倒壊などのリスクが想定される。

(感染症、サイバー攻撃等)

・新型コロナウイルス等(感染症)は市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。また、近年増加しているサイバー攻撃については、情報漏洩やシステムの停止、精密機器の故障等により、事業運営に致命的な打撃を与えるリスクがあるため、対策が急務となっている。

(2) 弘前商工会議所管内商工業者の状況

・商工業者等数 6, 254人

・小規模事業者数 4, 711人

(うち、事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 60人)

【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に 取り組んでいる者)	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	卸売業	395	208(7)	市内に広く分布
	小売業	2,375	1,629(1)	市内に広く分布
	サービス業	1,759	1,387(13)	宿泊、飲食は駅前、土手町、鍛冶町に多い
	その他	1,725	1,487(39)	
合計		6,254	4,711(60)	

【参考】令和3年経済センサス活動調査結果

(3) これまでの取組

1) 弘前市の取組

- ・弘前市地域防災計画（地震災害対策編・風水害等災害対策編）の策定
- ・弘前市業務継続計画（BCP）の策定
- ・弘前市備蓄計画の推進
- ・弘前市防災マイスターの育成
- ・自主防災組織の結成促進
- ・弘前市総合防災訓練の実施
- ・災害時等における各種協定締結の推進
- ・ひろさき地方創生パートナー企業の協力による市内中小企業向け事業継続計画策定支援

2) 弘前商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・巡回指導時の周知活動、会報への記事掲載及び折り込み
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
令和5年1月18日（水）＜観光関連事業者向けBCP作成支援セミナー＞
令和6年10月23日（水）＜事業継続力強化セミナー＞
令和7年8月～令和8年2月＜事業継続力強化計画策定個社支援＞
 - ・東京海上日動火災保険(株)等と連携した損害保険への加入促進
＜ビジネス総合保険制度＞
賠償責任リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した制度。
災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）にあった際の休業損失を補償。
＜業務災害補償プラン＞
労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償する制度。オプションで、業務中の天災（地震、噴火、津波等）による怪我等も補償。
- #### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況
- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 20者
 - ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
 - ・東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険への加入促進 30者
 - ・市内事業者及び住民向け防災ハンドブックへの広報掲載

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①現状、自然災害等が発生した後の地域商工業者の被害状況等をヒアリングするにとどまっております、本市との協力体制が具体的に確立されていない。
- ②対応等にあたってのマニュアルが整備されていない。
- ③平時・緊急時の対応を行うことができるノウハウをもった人員が少ない。
- ④保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。
- ⑤感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

【対策】

- ① 市防災課等と定期的（最低年1回）の連絡会議を開催し、被害情報報告体制を具体的に構築する。
- ② 発災時の行動や支援手順を定めたマニュアルを早期に整備・周知する
- ③ 他団体や専門家と連携した研修を実施し、職員の対応能力を向上させる。
- ④ 損保会社等の専門家派遣制度を活用し、職員の専門知識習得を支援する。
- ⑤ 業種別ガイドラインの周知や衛生用品の備蓄・リスクファイナンスの普及を強化する。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会議所と弘前市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築し、随時訓練等を行い必要な見直しを行っていく。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定して取り組んでいくこととする。

- ① 年10者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）策定率を3%
- ③ 主要産業である卸売・小売業の小規模事業者においては策定率を5%
- ④ 地域経済の中心である駅前大町・土手町地区の小規模事業者においては策定率を10%
- ⑤ 損害保険加入の取組を10者に対して行う。
- ⑥ 上記目標達成のため、年2回セミナー、説明会を開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し域内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援事業の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業承継力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定支援する。

（5）関係団体等との連携

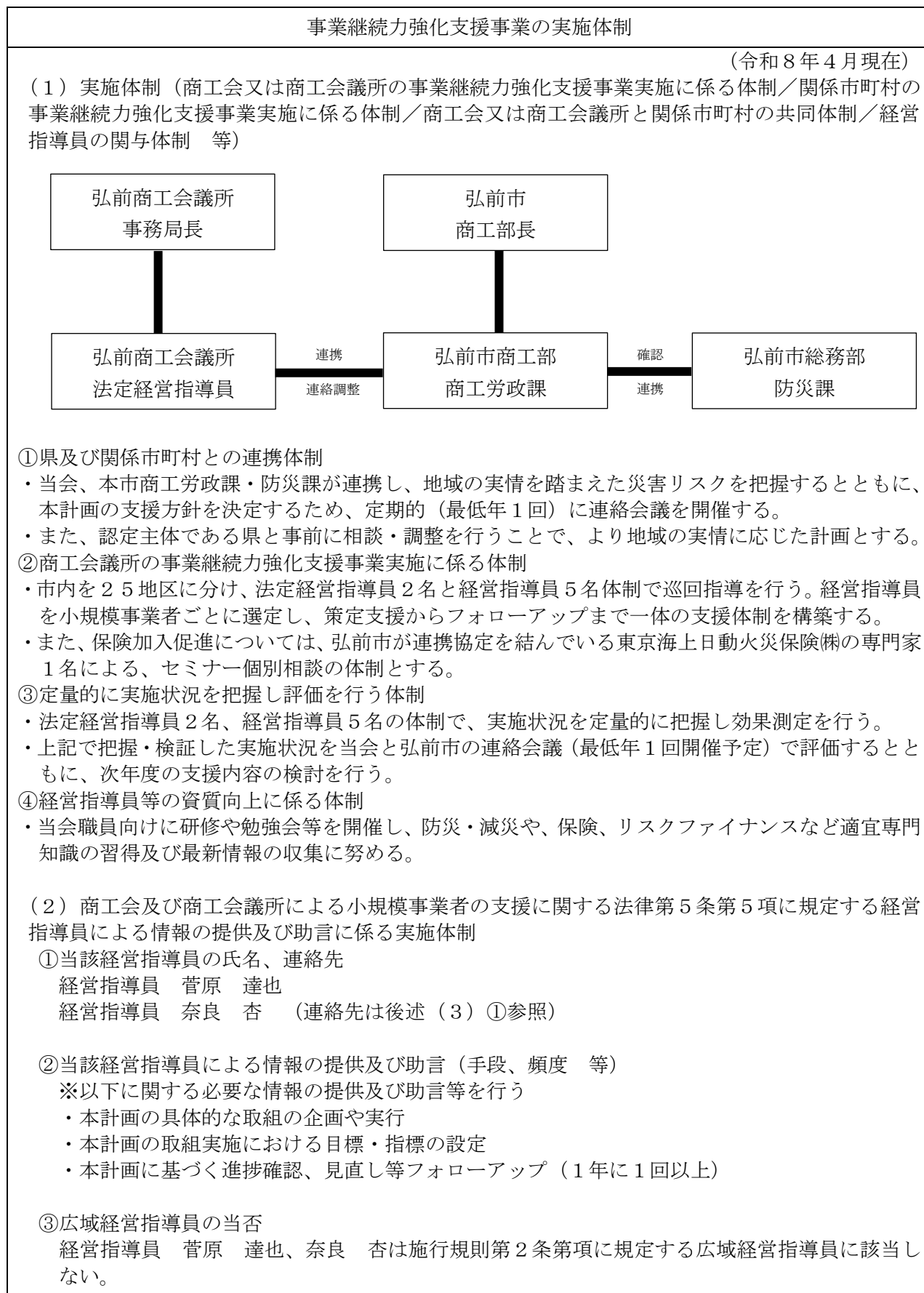
- ・弘前市が連携協定（ひろさき地方創生パートナー企業）を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 弘前商工会議所／弘前市連絡先

①弘前商工会議所 中小企業相談所

〒036-8567 青森県弘前市大字上鞆師町 18 番地 1

TEL : 0172-33-4111 / FAX:0172-35-1877

E-mail : info@hcci.or.jp

②弘前市連絡先

弘前市商工部 商工労政課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1 弘前市役所前川新館 5 階

TEL:0172-35-1135 / FAX:0172-35-1105

E-mail:shoukou@city.hirosaki.lg.jp

弘前市総務部 防災課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1 弘前市役所市民防災館 3 階

TEL:0172-40-7100 / FAX:0172-39-7140

E-mail:bousai@city.hirosaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・調査費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
青森県 小規模事業経営支援事業費補助金、伴走型補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。